

「カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会設置要領」 新旧対照表
(変更箇所赤文字下線)

新	旧
設置要領 令和<u>8</u>年<u>8</u>月<u>27</u>日 3 構成・運営 (1) 委員会<u>の委員は、国内のカキを生産する道府県¹の担当者及び学</u>術的に造詣のある有識者により構成する。また、検討<u>の必要に応じ、関係団体、関係研究機関、関係分析機関及び関係府省庁に所属する者を</u>オブザーバーとして参加させることができる。 <u>(脚注1. 直近の全国・都道府県別統計「ア かき類」において、かき収穫量の数値が計上されている道府県かつ年度当初に水準調査委員会への出席を承諾した道府県。)</u> (2) 委員会は、公正かつ中立な議論を確保し、関係機関が業務上知り得た個人情報や企業秘密を保護するため、原則非公開とする。事務局は、委員会開催前に農林水産省のウェブページにおいて、開催日時や資料等を公開できるものと<u>する。また、開催終了後に、出席者に関する情報(有識者委員にあつては所属名・氏名を記載、カキを生産する道府県委員にあつては道府県名及び必要に応じて部局名等を記載する。オブザーバーにあつては所属名を記載する。)</u>、議事概要及び資料を公開するものとする。	設置要領 令和6年7月30日 3 構成・運営 (1) 委員会は、学術的に造詣のある有識者により構成する。また、検討に必要な場合には、オブザーバーとして、カキを生産する道府県の担当者等に参加させることができる。 (2) 委員会は、公正かつ中立な議論を確保し、関係機関が業務上知り得た個人情報や企業秘密を保護するため、原則非公開とする。事務局は、委員会開催前に農林水産省のウェブページにおいて、開催日時や資料等を公開できるものとし、開催終了後に、出席者名等(委員にあつては所属名・氏名、オブザーバーにあつては所属名を記載)、議事概要及び資料を公開するものとする。